

吹田市社会福祉審議会について

1 吹田市社会福祉審議会の設置

本年4月の中核市移行に伴い、本市に社会福祉審議会を設置しています。

社会福祉審議会は、社会福祉法（以下「法」といいます。）第7条第1項の規定に基づき、都道府県並びに政令市及び中核市に設置が義務付けられており、社会福祉に関する事項を調査審議するものとして、市長の諮問に対して答申を行い、又は関係行政機関への意見を具申することを目的としています。

2 吹田市社会福祉審議会の構成等

本市社会福祉審議会（以下「審議会」といいます。）は、地域福祉計画推進委員会や福祉審議会をはじめ、既存の福祉に関する審議会等の整理・統合により設置しています。

- (1) 審議会の構成は裏面のとおり。
- (2) 審議会における専門分科会の一つとして、地域福祉計画推進専門分科会（以下「専門分科会」といいます。）を設置（旧地域福祉計画推進委員会）。
- (3) 専門分科会での調査審議事項は、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関すること。
- (4) 専門分科会は、原則、旧地域福祉計画推進委員会の委員をもって組織。
- (5) 委員任期は、令和2年（2020年）4月～令和4年（2022年）6月末。